

8月2日

議会運営検討協議会

1 検討課題の協議

(1) 予特委員会の常設化等の検討

【協議結果】

議会運営検討協議会報告書（第2回）「予特委員会の常設化等の検討」（案）のとおり、議会運営委員会へ報告することを確認した。

なお、報告書における委員の発言に関する文言等に細かい修正が必要な場合は、8月10日までに事務局あて申し出ることとした。

【主な意見】

○石田（康）座長 本件については、前回の協議会ですべての協議が終了し、本日は、これまでの検討を踏まえ報告書の案を配付させていただいた。これについて御意見があればお願いしたい。

（ なし ）

○石田（康）座長 特になければ、報告書案のとおり、議会運営委員会委員長あて報告書を提出することとしたいがよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように決定する。

なお、各委員の発言部分で細かい文言の修正が必要だと思われる場合は、8月10日までに事務局あて申し出ていただきたい。

(2) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方

【協議結果】

意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないことに伴う、受理後における陳情の写しの会派への送付について協議を行い、議会運営の手引きの見直し案のとおり、意見書の提出を願意とする陳情が提出された場合、議長は受理後各会派にその写しを送付する取り扱いとすることを確認した。

また、以上をもって本件に関する検討がすべて終了したため、次回の協議会で報告書の確認を行うこととした。

【主な意見】

○石田（康）座長 前回の協議会で、意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないことと確認されたが、これに伴い陳情が提出されたことを各会派へどのように周知するかについて協議をお願いしたい。

資料として配付させていただいた議会運営の手引きの見直し案のとおり、各会派での意見書案提出の検討する機会を担保するため、意見書の提出を願意とする陳情が提出された場合、議長は受理後各会派にその写しを送付する扱いとしてはいかがかと考えているが、御意見があればお願いしたい。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 御異議ないようなので、そのように確認させていただく。

以上をもって、本件検討課題に関する協議はすべて終了となった。次回の協議会では、本件の報告書案を作成し提示させていただくので、これについて確認をお願いしたい。

(3) 市長の決算審査特別委員会への出席

【協議結果】

決算審査特別委員会のあり方等について協議を行ったが、他都市の状況についての資料要求があり、次回引き続き協議を行うこととした。

【主な意見】

○井口委員 団で協議したが、確かに決算審査特別委員会での質疑が一般質問化している傾向があると思われる。その点が問題というのであれば、質疑する議員個人個人が改善すればよいことであり、決算審査特別委員会の手法や審議方法を変えるべきではないと考える。

○浜田委員 団会議では、よりしっかりとした視点で決算に対する質疑を行うべきであるとの意見が出された。また、より効率的かつ専門的な質疑を行うために、分科会を設置し審査を行うことも考えられるとの意見があった。

○織田委員 団会議で協議をしたが、まず、これまでの質疑を改め質疑の中身を決算に特化させることを前提とすべきであり、また、総括質疑と個別質疑を取り入れ、予算の款別

に審査していくことがよいと考える。したがって、全体で質疑を行う総括質疑と、個別に質疑を行う分科会により審査を行う手法を考えるべきではないか。

○松原委員 決算審査での議論を次年度予算にかかしていくことが大切であり、決算書に基づき款項目を明確した上で、順次質疑をしていくべきである。

分科会等々については、今後の課題であるが、検討の必要はあると考える。

○月本委員 質疑に際しては、款項目をしっかりと明示するとともに、審議時間の観点から重点的に議論していかなければならないことも考えられるため、分科会方式で個別詳細に審議し、また全体での総括質疑を組み合わせることにより決算審議の結果をどのように予算に反映させていくか確認できる方法で実施できればと考える。松原委員や、浜田委員、織田委員と考え方は近いと思う。

○石田（康）座長 各委員から御意見をいただいたように、決算審査は前年度の決算認定に対する判断のための質疑であるべきだが、一部決算にふさわしくない質問をする委員も見受けられるようだ。現状での質疑のままでよいのかと、松原委員から1つの案として、款項目を明示すれば必然的に質疑内容も決算に基づいた質疑になるのではないかとこの提案があった。各議員のモラルに委ねることとするのか、あるいは申し合わせにより縛りをかけていくのか、この提案に対しての意見をいただきたい。

○井口委員 一般的に考えれば座長のお話のとおりになるかと思うが、予算執行の費目だけでは質疑できない事業もあることが考えられるので、款項目で質疑の範囲を縛ってしまうのは危険かと思う。決算審査は、一年間の市政運営の総括を行う場と考えられ、そのため市長も出席すべきと考えている。基本的には、款項目で縛りをつけることも一つの考え方と思うが、そこまで厳格にしなくてもよいのではないか。

○浜田委員 基本的に松原委員の提案は理解できるが、企業会計と特別会計も款項目で質疑を行うことを想定しているか。

○松原委員 企業会計と特別会計については別になると考える。

○織田委員 これからの議論によると思うが、一般会計については、款項目を明示すれば事業も明らかになり、具体的な決算の質疑につながると思う。また、総括質疑と分科会質疑を取り入れて質疑のすみわけを行えば、合理的な審査が可能になると考える。

○石田（康）座長 中身の協議に入ってきたので、議論を少し進めさせていただきたい。分科会についての発言がされているが、どのような分科会の構成とするのか各委員のイメージがあれば御発言をお願いしたい。

○月本委員 3つの分科会構成とするのがよいのではないかと考えている。具体的には、正副議長、正副決特委員長を除く56人を3つの分科会に分け、1分科会18人程度として分野別に決算を審査していくことがよいと考える。例えば、第1分科会は総務、企画、その他の行政委員会、第2分科会は教育、子ども子育て、第3分科会は都市整備などが考えられる。

○浜田委員 個人的な考えでもあるが、基本的には常任委員会ごとに分科会を設置することがよいのではないか。前回の予特の常設化の議論の中では2つの分科会を提案したが、審議の場所や出席理事者の範囲や人数などの課題があると考えられるため、今回の提案では常任委員会ごとに分科会を設置することが現実的であると考えている。

○織田委員 分科会の形態についてはいろいろな意見があり、月本委員の提案のように再編する考えもあると思うが、基本的には常任委員会ごとに5つの分科会を設置することが現実的ではないかと考える。

○松原委員 月本委員の提案では財政と教育を別の分科会に分けるとのことであるが、現状の委員会では同じ総務委員会の所管になっており、それを分断することはどうかと懸念する点もある。したがって、現状では常任委員会を基本として分科会を設置することが第一に考えられると思う。

○石田（康）座長 今回の検討課題は市長の出席がテーマであるが、分科会を設置し細分化することで市長の出席についてはどのように考えるか。

また、福井県議会では常任委員会に対応した決算審査特別委員会の分科会を設置し、前年度の常任委員が就任するといった事例もある。常任委員会で携わった議員が責任を持って決算で再度議論するという考え方によるものと思われるが、こういった点も含めてもう少し議論を深めたい。

○織田委員 市長の決算審査への出席については、各委員の意見を聞いていても、決算審査すべてに出席する必要はないと考える。市長の出席の扱いによって審議にメリハリをつけることと、総括質疑と分科会での質疑のあり方とが連動してくると理解しているので、ぜひその方向で議論を深めていくことができればと考える。

○浜田委員 私も同様の考えで、分科会では詳細な審議を行い、市長は総括質疑に出席いただくことでよいと考える。

○石田（康）座長 分科会方式を導入するならば、分科会への市長の出席は必要ないという意見が大勢かと思うが、そのように理解してよいか。

○井口委員 分科会の設置に議論が流れてしまうのはどうかと考える。これまでの議論については団に持ち帰って報告するが、予特の常設化での議論のときに、少数会派へ配慮するため、全員がいる場で議論することが大事であると主張してきた。無所属議員や5人未満の会派に対して、どのように対応し、担保するのか分からなければ団に持ち帰っても議論できない。分科会で詳細な審査を行うとするのであれば、少数会派や無所属議員への対応をどうするのか意見を伺いたい。

○月本委員 京都市会では分科会審査の後、2、3日あけてから総括質疑を実施している。質問時間の割り振りに関しては、現在京都市会には無所属議員はいないが、無所属議員がいる場合には、無所属議員も含め議員数に応じて割り振るようにしている。また、分科会での審議が終わった後、2、3日間期間をおいて総括質疑を行うので、その間に所属していない分科会の情報を把握して総括質疑を行うことも可能となっている。このような方法で総括質疑を行うこととすれば、出席できない分科会での質疑を踏まえて総括質疑で質疑をすることは可能であるので、無所属議員や少数会派への担保は可能であると考え。

○浜田委員 少数会派や無所属議員に対しては、総括質疑で質疑時間を担保することを明確にすればよいと考える。

○石田（康）座長 ただいま他都市の事例も紹介されたが、もう少し他都市の事例も研究しながら、次回さらに議論を深めさせていただきたい。事務局には、京都市会や他の分科会方式としている他都市の事例を、次回資料として提出してもらいたい。

それでは、本日の議論はこの程度にとどめたいと思うが、いかがか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのようにさせていただく。

○織田委員 一点、発言させていただきたい。総括質疑のあり方については、これからいろいろと議論していくこととなるが、分科会での審査については現状の一人30分という時間を基本的に減らさない方向でお願いできればと思う。

(4) 会議時間のあり方

【協議結果】

本件について協議を行ったが、他の指定都市の一般質問の状況と、一般質問の日数をふやした場合のシミュレーションについての資料要求があり、次回、引き続き協

議を行うこととした。

【主な意見】

○松原委員 配付資料について確認したい。「会議時間に関する政令指定都市の状況」において名古屋市は規則上、終了時間を午後8時までとしているものの、通常の会議時間は午後5時を超過することはないとされているが、他都市の終了時間はどのような状況になっているのか確認したい。

○石塚議事課長 具体的な終了時間までは、調査できていない。

○井口委員 他都市は、規則どおりの終了時間で終わっているのか気になる。

○石塚議事課長 現時点では、不明であるので後日確認したい。

○石田（康）座長 それでは、協議に入りたい。川崎市議会において、会議時間が長いものは、大きく分けて一般質問と代表質問が挙げられるが、代表質問は、現在進行形で議会運営委員会において協議が進められているため、協議会では代表質問については協議せず、一般質問の会議時間について協議したいと思う。

基本的には、会議時間の規定の午後5時を超過しないようにするにはどうすべきかといった内容の協議になると思われるが、各委員から御意見を伺いたい。

○浜田委員 現在4日間となっている一般質問を6日間にすれば、おおむね会議時間を午後3時くらいで終了できると思う。午後5時までの会議時間でもよいが、終了後に翌日以降の答弁調整が必要になるため、職員が毎日午後5時以降に残業することとなるのはいかがかと思う。実際は、午後3時ごろに終了した場合でも答弁調整のための残業はなくなるとは思われるが、できることなら職員の負担軽減を考慮して、午後3時までで区切れればいいのではないかと考える。

○織田委員 まず、会議時間をどうしても午後5時までに終了させなければならないのかということの議論をする必要があると思われるが、もし午後5時までに終了させなければならないとするのであれば、一般質問の日数を増やすべきと思われる。

○松原委員 方法の一つとして日数を増やすということも考えられるが、会議開始が午前10時からとなっているのを、30分程度繰り上げて開始とすることも考えられる。基本的には、1日あたりの時間を増やす、または日数を増やす必要があると考える。

○月本委員 会議時間のあり方に関連して、一般質問のあり方としての議論にもつながると思われるが、午後5時までに本会議が終了しないことにより、職員の残業がふえ時間外

手当がふえることになるため、一般質問の答弁調整のことを考えて、理事者の拘束についても検討した方がよいのではないかと思う。予特の常設化の議論でも発言をしたが、通告があった理事者のみの出席にするなど一般質問のあり方そのものについても議論ができればよいのではないかと思う。

○井口委員 団で協議をしていないので、基本的には持ち帰りたい。議員個人の質問時間を減らすとするのでないのなら、日数や時間をふやすしかないが、会期を延長することによる弊害がないのであれば、そのようにしてもよいと思う。

確認したいが、これまでも会議時間のあり方について協議された経過があり、平成11年には午後5時までに終わらせようという議論をしたことがあるようだが、その後は区長の出席について議論をして、区長の拘束時間をどうするのかといったことを関連させて議論がされたと思われるが、区長の出席が関係してくると、日数を延ばすといったことで終わる話なのかと疑問が残る。区長の出席とリンクさせて議論せず、日数のことに絞って協議をしてもよいのか。

○石田（康）座長 今回は分けて協議していただければと思う。

それでは、各委員から御意見をいただいたが、日数をふやすことの提案がされた。それ以外の方策としては、例えば、質問時間を25分に減らしたり、会派ごとの質問者数を限定したりすることによって午後5時までに終了するといったことも考えられる。改めて御意見を伺いたい。

○松原委員 浜田委員から2日間日数をふやすことの提案がされたが、午後3時までに終了となることの根拠を確認したい。

○浜田委員 現在の一般質問の状況を見ていると、10時から12時、13時から15時、15時半から17時半というように、2時間1こま掛ける4日間の計12こまになっていると思う。これを6日間で行えば、12こま割る6日間で1日2こま、15時ごろに終わるという考えである。2日目の質問者などは1日目の本会議が午後5時あたりに終了し、それ以降、答弁調整をしているような状況であることから、午後3時に終了するようにすれば答弁調整の時間に余裕ができ、午後5時までには終わらないかもしれないが、それでも現状より早く終わることができるという意図である。

○織田委員 確認したいが、配付資料の「検討事項整理シート」の「実施に当たっての課題」のところで、「会議時間の延長による支障」とあるが、この支障とは会議時間の延長による職員の残業手当の増加ということを主に指しているのか。

○石塚議事課長 当時の議会運営委員会では、会議規則で定められた会議時間を守ろうということで会議時間のあり方が議題となった。職員の拘束による残業手当の増加といったことも背景にあったのではないかと記憶している。

○石田（康）座長 時間が延びれば延びるほど、職員の人件費がかさむことになる。

事務局に確認したいが、一般質問の日数を2日間ふやすと午後3時までで終了するのか、あるいは1日ふやした場合の終了時間などについてシミュレーションを持ち合わせているか。

○石塚議事課長 いまはそういったシミュレーションは準備していないが、これまでの実績を踏まえたシミュレーションの作成はできると思う。

○石田（康）座長 それでは、ただいまのシミュレーションの資料と、冒頭に松原委員から他都市の状況について質問があったので、この指定都市の一般質問の状況に関する資料の作成を、それぞれ事務局に依頼したい。

それでは、各委員から御意見をいただいたが、本日はこの程度とさせていただきます、次回の協議会では、先ほどの追加資料をもとに協議を進めていきたいと思うがよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、本日の協議はここまでとする。

2 その他

【次回会議日程】

○ 8月29日（水）午後を案として調整することとした。

午後3時03分閉会